

## 国際交流・平和関係県名義後援基準

長崎県国際課

### (名義後援基準)

1 次の(1)、(2)のいずれにも該当し、行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないように努められている国際交流・平和関係の事業について、その後援名義の使用を承認することができる。ただし、営利目的、政治的又は宗教的意図で実施される事業を除く。

### (1) 事業の内容及び規模

次の全てに該当するもの

本県の国際交流・平和推進に明らかに寄与するもので、広く県民を対象とする公益性の高い事業のうち広域的に実施される事業

県の金銭的な負担がないこと

事業の実施にあたり、国・地方公共団体等との連携が保たれていること

### (2) 主催団体

次のいずれかに該当し、かつ、公序良俗に反する恐れのある団体及びその関係団体でないもの

国、地方公共団体並びにこれらに準ずるもの

学校

報道機関

公益的性格を有し、当該事業を遂行する能力が十分であると判断される国際交流団体又は平和推進団体等

その他、特に必要と認めた団体

### (承認手続)

2 後援等の承認を受けようとする者は、第1号様式又は次の各号に掲げる事項を記載した申請書に収支予算書、実施要項、団体規約、会則及び役員名簿を添えて、後援を受けようとする事業の開催予定1か月前までに国際課に提出するものとする。

(1) 事業の名称、趣旨及び内容

(2) 主催者及び事務局等連絡先

(3) 参加対象及び参加者見込数

(4) 他の後援者等(予定も含む)

(5) 期日及び場所

(6) 参加料・出品料等の徴収費用

(7) 過去3年間の長崎県の後援名義使用の実績

### (承認の通知)

3 前項の申請を受理したときは、第2号様式により速やかに承認の諾否について、事業の主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

4 後援等の承認をする場合において、必要により次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 承認した事業開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行わないこと。
- (2) 承認後に、当初の計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (3) ポスター・チラシ等を制作した場合は、速やかに提出すること。
- (4) 行事の実施上、後援等にふさわしくない行為があったときは、承認を取り消すことがある。

(承認の取消)

5 次の各号の一に該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認の基準に該当しなくなった場合
- (2) 承認にあたって付した条件に違反した場合
- (3) その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じた場合

(その他)

6 事業の趣旨・目的等に照らし、他部局等が所管することが望ましいと判断した場合は、後援等の取扱について当該部局等と協議するものとする。

(附則)

この規定は、平成3年 6月11日から適用する。

この規定は、平成8年10月31日から適用する。

この規定は、平成24年5月25日から適用する。

この規定は、令和4年 4月 1日から適用する。

この規定は、令和4年 9月 1日から適用する。

この規定は、令和4年10月19日から適用する。